

23日獣発第 347号
平成24年3月12日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

「家畜改良増殖法施行規則」の一部改正及び 「種畜の等級の判定基準」等の改正について

このことについて、平成24年3月2日付け23生畜第2345号をもって、農林水産省生産局長から別添写しのとおり通知があったので、お知らせします。

このたびの通知の内容は、本年1月4日に、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令が公布され、4月1日より、①種付け等の制限の特例の追加(規則第3条関係)、②種畜検査を担当できる家畜改良センター職員の追加(規則第1条関係)が改正内容として施行されることとなり、その運用にあたり、農林水産大臣が規則第3条第2項に基づき品種及び飼養場所を指定する際は、別表の「品種及び飼養場所の指定の際の要件及び考え方」に基づき検討すること等が定められたとするもので、本会宛て留意の上、関係者への周知・指導等その円滑かつ適切な実施について協力を依頼されたものです。

また、併せて、別添のとおり「種畜の等級の判定基準」及び「種畜証明書番号」の改正も4月1日より施行されるので、参考までにお知らせいたします。

貴会関係者への周知・指導等、改正施行規則等の円滑かつ適切な実施についてご協力をお願い申し上げます。

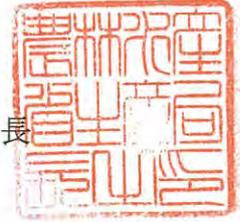
本件内容の問合せ先
日本獣医師会事業担当 笹川
TEL 03-3475-1601



23生畜第2345号
平成24年3月2日

社団法人日本獣医師会 会長殿

農林水産省生産局長



家畜改良増殖法施行規則の一部改正について

本年1月4日、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）の一部が、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（平成24年1月4日農林水産省令第1号）により改正されました。この一部改正に伴う規則第1条及び第3条第2項の運用については、下記のとおりですので御留意の上、関係者への周知・指導等その円滑かつ適切な実施に御協力をお願いします。

記

第1 改正の趣旨及び内容

1. 改正の趣旨

(1) 種付け等の制限の特例

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）では、牛、馬及び精液採取用の豚の雄について、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）又は都道府県知事が、種畜検査に合格したものに対し種畜証明書を交付し、種付け等への供用を許可することにより、家畜の改良増殖の効果的な実施を全国規模で保証している（法第4条）。

一方、広く一般に影響を及ぼす恐れがない等の理由から、学術研究や自家用のための種付け等の用に供する場合（法第4条第1項第3号）については、種畜証明書の交付を受けることを要しないこととされている。

近年、地域固有の特徴ある畜産物生産が可能となるよう、希少性の高い品種にも着目して、家畜の改良増殖を進め、多様な家畜を生産していくことの重要性が増してきている。このような状況に対応するため、特定の地域に偏在する品種の家畜については、都道府県が当該品種の希少性等に着目してその改良増殖を計画的に行おうとする場合には、当該家畜に適切な飼養管理がなされることを確保した上で、地域の実情にあった改良増殖を機動的に進められるようにするため、所要の改正を行った。



(2) 種畜検査を担当できるセンター職員

センターの種畜検査は、①獣医師又は家畜人工授精師、②学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者、③学校教育法に基づく高等学校を卒業し、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に3年以上従事している者のいずれかに該当する職員が担当することとされている（規則第1条）が、これらの者以外であっても、これらの者と同等以上に種畜検査の実施に要する知識経験を有すると認められる職員であれば、種畜検査を担当できることとして差し支えないと考えられることを踏まえ、所要の改正を行った。

2. 改正の内容

(1) 種付け等の制限の特例の追加（規則第3条関係）

法第4条第1項第3号の農林水産省令で定める場合（種付け等の制限の特例の対象となる場合）として、専ら一の都道府県の区域内で飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われると認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属する家畜の雄であって、当該都道府県内の家畜人工授精所その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合を追加した。

(2) 種畜検査を担当できるセンター職員の追加（規則第1条関係）

種畜検査を担当できるセンター職員に、①高等学校と同等以上の学校を卒業し、家畜の改良等の業務に3年以上従事している者及び②現在規定されている者と同等以上の知識経験を有すると農林水産大臣が認めた者を追加した。

第2 運用について

1. 農林水産大臣は、規則第3条第2項に基づき品種及び飼養場所を指定する際は、別表の要件及び考え方（以下「要件等」という。）に基づき検討する。このため、農林水産大臣の指定を要望する都道府県（以下「要望県」という。）にあっては、要件等を参考に必要な情報の提供をお願いする。また、指定に際しては、事前に要望県等と十分に相談することとする。

なお、要件等に示した確認方法は一例であり、要望県から情報提供があった際には品種の特性などを踏まえ個別に検討するので、新品種を造成した場合等は情報提供をお願いする。

2. 要件等を満たすことが確認できなくなった場合は、指定の廃止を検討することとする。

(別表) 品種及び飼養場所の指定の際の要件及び考え方

要件	確認方法の例	確認書類	考え方
<p>当該品種に属する家畜が、専ら一の都道府県の区域内で飼養されていること</p>	<p>センターが毎年定期に行う種畜検査（以下「定期種畜検査」という。）等の情報から、全ての種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する雄畜（以下「繁殖の用に供する雄畜」という。）が一の都道府県の区域内で飼養されていることを確認する。</p>	<p>センターからの定期種畜検査報告書及び都道府県が公示する臨時種畜検査の情報</p>	<p>当該品種の改良増殖に及ぼす影響が大きい繁殖の用に供する雄畜の全てが一の都道府県の区域内で飼養されていることをもって、当該品種に属する家畜が専ら一の都道府県の区域内で飼養されていることを確認することとする。</p>
<p>当該品種に属する家畜の改良増殖が計画的に行われること</p>	<p>法第3条の3第1項の都道府県が作成する家畜改良増殖計画に当該品種についての記載があることを確認する。</p>	<p>法第3条の3第1項の都道府県が作成する家畜改良増殖計画</p>	<p>都道府県が作成した家畜改良増殖計画に当該品種の計画が記載されていることをもって、当該品種について計画的に改良増殖が行われることを確認することとする。</p>
<p>当該品種が品種として確立していること</p>	<p>当該品種について、法第32条の2の登録規程が作成され、登録事業が行われていることを確認する。</p>	<p>法第32条の2の登録規程</p>	<p>当該品種について、法第32条の2の登録規程が作成され、登録事業が行われていることをもって当該品種が品種として確立していることを確認することとする。</p>
<p>当該品種に属する全ての繁殖の用に供する雄畜が、適切な衛生管理がなされる飼養場所で</p>	<p>家畜人工授精所、地方公共団体が管理する研究所や試験場等の施設において、種畜検査の</p>	<p>家畜人工授精所許可書又は設置条例 検査計画や過去</p>	<p>当該品種の繁殖の用に供する雄畜の飼養場所については、家畜改良センターが行う種畜検査の衛生検査において求められる水準と同等</p>

飼養されること	衛生検査において求められる水準と同等程度の衛生管理が行われると見込まれることを確認する。	の検査結果等衛生管理状況が分かる書類	程度の衛生管理（別紙 1 参照）が適切に行われる飼養場所であることを確認する。
---------	--	--------------------	---

3. 指定の公表について

農林水産大臣の行う品種及び飼養場所の指定は、告示により公表する（別紙 2 参照）。

(別紙1)

種畜検査の衛生検査において求められる水準と同等程度として想定する衛生管理措置の例

※ 衛生管理水準は、指定された品種の繁殖の用に供する雄畜への検査体制、飼養施設における衛生管理体制、種付け等を行う雌畜の頭数・配置等を総合的に評価することを想定。

	現行の種畜検査	(例)
衛生管理水準確認者	種畜検査員	獣医師資格のある者が専任で飼養管理（例えば、退職後の都道府県獣医師を飼養管理責任者として再任用する等。）
確認頻度	年1回	① 伝染性疾患：家畜伝染病予防法第5条に基づき、5年に1度検査されるブルセラ病・結核病・ヨーネ病（牛）・馬伝染性貧血（馬）以外の家畜改良増殖法施行規則第6条に規定される伝染性疾患については、繁殖の用に供する以前に最低1回検査し感染がないことを確認。 ② 遺伝性疾患：繁殖の用に供する以前に最低1回検査し、不良形質因子を保有しないことを確認。 ③ 繁殖機能障害：専任の獣医師が日常的に飼養管理を行うため、多くの場合外観から発見可能と考えられることから、異常が発見された都度疑われる疾患について検査。
確認項目	家畜改良増殖法施行規則第6条に規定される項目 ① 伝染性疾患 ② 遺伝性疾患 ③ 繁殖機能障害	
対象家畜	種畜として使用する雄畜	農林水産大臣に指定された品種の繁殖の用に供する雄畜
家畜の飼養場所	—	農林水産大臣に指定された県の研究所
種付け等を行う雌畜の範囲	範囲に限定なし	同じ研究所内で飼養される雌畜に限定し、その子孫も同研究所内で飼養することにより、万一感染が発見された場合に影響が生じる範囲を限定。
その他の衛生管理状況	—	伝染性疾患について、消毒槽の設置、作業者の作業着への着替えや作業時の消毒の徹底、野生動物の侵入防止措置等により外部からの伝染病の侵入防止及び外部への蔓延防止。
衛生管理水準の考え方	疾患の蔓延防止等のため、家畜の異常を発見できるだけの知識や経験を有する者が、 ① 法定伝染病及び種付け等により伝搬する可能性の高い伝染性疾患がないこと ② 畜種ごとにその検査方法が確立されている遺伝性疾患がないこと ③ 種畜として求められている繁殖機能を有していること を妥当な頻度で確認。	上記確認頻度及び確認項目欄の①～③により、種畜検査の衛生検査で求められる衛生管理水準と同等の水準を確認できると考える。 また、①については、外部からの伝染病の侵入防止及び外部への蔓延防止措置を講じるとともに、種付け等を行う雌畜及びその子孫の飼養場所を限定し疾患が蔓延し得る範囲を限定していること、②については、1回の検査で確認可能なこと、③については、日常的に監察が行われることから、毎年検査を行わなくとも総合的な衛生水準は種畜検査と同等に保たれると考える。

(別紙2)

農林水産大臣の品種及び飼養場所の指定のイメージ (告示)

○農林水産省告示第 号

家畜改良増殖法施行規則 (昭和二十五年農林省令第九十六号) 第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣が指定する品種および飼養場所を次のように定め、平成○年○月○日から施行する。

平成○年○月○日

(1) 品種

○○県が△△と認める□□

※ ○○は都道府県名、△△は品種名、□□は牛、馬、豚の別を記載。

(2) 飼養場所

名称	住所	管理者氏名	指定を受けようとする品種の繁殖に用する雄畜の個体番号等又は頭数

※ 「指定を受けようとする品種の繁殖に用する雄畜」の欄には、個飼養場所毎に個体が識別できる番号がある場合には当該番号、ない場合には飼養する当該雄畜の飼養頭数を記入する。

改正案	現行
<p>（検査の方法）</p> <p>第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した場合にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上従事している者</p> <p>四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者</p> <p>（種付け等の制限の特例）</p> <p>第三条 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第四条第一項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲</p>	<p>（検査の方法）</p> <p>第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法に基づく高等学校を卒業した場合にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上従事していること。</p> <p>（種付け等の制限の特例）</p> <p>第三条 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、同項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げるものの用に供する場合とする。</p> <p>一 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け</p>

げるもの用に供する場合

イ 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け

ロ 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるものの用に供する家畜人工授精用精液（法第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液をいう。以下同じ。）の採取

(1) 家畜人工授精（法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。以下同じ。）

(2) 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵移植をいう。以下同じ。）

二 法第四条第一項本文の家畜の雄であつて、専ら一の都道府県の区域内において飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われると認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属するものであり、かつ、当該都道府県の区域内の家畜人工授精所その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

二 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるもの

用に供する家畜人工授精用精液（法第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液をいう。以下同じ。）の採取

イ 家畜人工授精（法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。以下同じ。）

ロ 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵移植をいう。以下同じ。）

○農林水産省告示第九号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、同条第一項の種畜の等級の判定基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行し、同日付けで、昭和五十九年八月六日農林水産省告示第千五百四十二号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）は、廃止する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

家畜改良増殖法施行規則第7条第1項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

1 牛

(1) 乳用種

		特 級	1 級	2 級	級 外
ホルスタイン種	血統	血統証明書を有すること。	同 左	同 左	/
	能力	別記1の1の(1)の遺伝的能力評価の成績がAクラスであること。	別記1の1の(1)の遺伝的能力評価の成績がBクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記2の1の(1)の体型基準に適合すること。	同 左		
その他の品種	血統	/	血統証明書を有すること。	同 左	左記以外のもの
	能力		別記1の1の(2)の後代の能力検定を受けていること。	左記以外のもの	/
	体型		ジャージー種、ブラウンスイス種、エアシャー種及びガーンジー種にあつては、別記2の1の(1)の体型基準に適合すること。		

(2) 肉用種

		特 級	1 級	2 級	級 外
黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種	血統	血統証明書を有すること。	同 左	同 左	/
	能力	別記1の1の(3)の産肉能力検定の成績がAクラスであること。	別記1の1の(3)の産肉能力検定の成績がBクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記2の1の(2)の体型基準に適合すること。	同 左		
無角和種	血統	/	血統証明書を有すること。	同 左	/
	能力		別記1の1の(3)の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型		別記2の1の(2)の体型基準に適合すること。		

その他の品種	血統	/	血統証明書を有すること。	同 左	左記以外のもの
	能力		別記1の1の(3)の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	/
	体型		アンガス種及びヘレフォード種にあっては、別記2の1の(2)の体型基準に適合すること。		

2 馬

		特 級	1 級	2 級	級 外
全ての品種	血統	血統証明書を有すること。	同 左	同 左	左記以外のもの
	能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産していること。	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産していること。	左記以外のもの	/
	体型	ブルトン種、ペルシュロン種、日本輓系種及び半血種（輓系）にあつては、別記2の2の体型基準適合すること。	同 左		

3 豚

		特 級	1 級	2 級	級 外
ヨークシャー種、 バークシャー種、 ランドレース種、 大ヨークシャー種、 ハンプシャー種 及びデュロック種	血統	血統証明書を有すること。	同 左	同 左	/
	能力	別記1の2の産肉能力検定の成績がAクラスであること。	別記1の2の産肉能力検定の成績がBクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記2の3の体型基準に適合すること。	同 左		
その他の品種	血統	/	血統証明書を有すること。	同 左	左記以外のもの
	能力		別記1の2の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型				

(注) この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の2第1項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書
- (2) 法第32条の2第1項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書

別記 1

1 牛

(1) 遺伝的能力評価

① 定義

「遺伝的能力評価」とは、独立行政法人家畜改良センターが実施する乳用牛の遺伝的能力評価をいう。

② 評価方法

独立行政法人家畜改良センターが発表する総合指数（NTP ; Nippon Total Profit Index）において等級を判定する日の直近の順位が上位40位以内のものをAクラスとし、41位以下のものをBクラスとする。

(2) 後代の能力検定

「後代の能力検定」とは、家畜の能力検定に関する国際委員会（International Committee for Animal Recording）が定める能力検定をいう。

(3) 産肉能力検定

① 定義

「産肉能力検定」とは、家畜登録機関が定める現場後代検定、間接検定及び直接検定をいう。

② 評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをAクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをBクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑(Beef Marbling Standard)
黒毛和種	531(582)g以上	5.7(3.38)以上
褐毛和種(熊本系)	628g以上	3.8以上
褐毛和種(高知系)	533g以上	3.4以上
日本短角種	634g以上	2.1以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

2 豚

① 定義

「産肉能力検定」とは、家畜登録機関が定める直接検定及び現場直接検定をいう。

② 評価方法

ア 直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が5以上のものをAクラスとし、4以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1日平均 増体量	飼料 要求率	ロース芯 の太さ	背脂肪層 の厚さ
ヨークシャー種	750g以上	3.2以下	32cm ² 以上	2.2cm以下
バークシャー種	750g以上	3.2以下	32cm ² 以上	2.2cm以下
ランドレース種	900g以上	2.9以下	35cm ² 以上	1.7cm以下
大ヨークシャー種	910g以上	2.9以下	35cm ² 以上	1.7cm以下
ハンプシャー種	1,000g以上	2.9以下	41cm ² 以上	1.7cm以下
デュロック種	1,000g以上	2.9以下	41cm ² 以上	1.7cm以下
相対重要度	3	2	1	2

イ 現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が3以上のものをAクラスとし、2以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1日平均 増体量	ロース芯 の太さ	背脂肪層 の厚さ
ヨークシャー種	750g以上	32cm ² 以上	2.2cm以下
バークシャー種	750g以上	32cm ² 以上	2.2cm以下
ランドレース種	900g以上	35cm ² 以上	1.7cm以下
大ヨークシャー種	910g以上	35cm ² 以上	1.7cm以下
ハンプシャー種	1,000g以上	41cm ² 以上	1.7cm以下
デュロック種	1,000g以上	41cm ² 以上	1.7cm以下
相対重要度	3	1	2

別記 2

1 牛

(1) 乳用種

次の品種の体型基準に適合していること。

- ① ホルスタイン種
生後60か月齢以上のものにあつては、体高152cm以上であること。
- ② ジャージー種
生後60か月齢以上のものにあつては、体高135cm以上であること。
- ③ ブラウンスイス種
生後60か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。
- ④ エアシャー種
生後60か月齢以上のものにあつては、体高145cm以上であること。
- ⑤ ガーンジー種
生後60か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。

(2) 肉用種

次の品種の体型基準に適合していること。

- ① 黒毛和種
生後48か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。
- ② 褐毛和種（熊本系）
生後48か月齢以上のものにあつては、体高139cm以上であること。
- ③ 褐毛和種（高知系）
生後48か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。
- ④ 日本短角種
生後48か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。
- ⑤ 無角和種
生後48か月齢以上のものにあつては、体高144cm以上であること。
- ⑥ アンガス種
生後36か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。
- ⑦ ヘレフォード種
生後36か月齢以上のものにあつては、体高136cm以上であること。

2 馬

次の品種の体型基準に適合していること。

① ブルトン種

2歳以上のものにあっては、体高150cm以上であること。

② ペルシュロン種

2歳以上のものにあっては、体高152cm以上であること。

③ 日本輓系種

2歳以上のものにあっては、体高150cm以上であること。

④ 半血種（輓系）

2歳以上のものにあっては、体高150cm以上であること。

3 豚

次の品種の体型基準に適合していること。

- ① ヨークシャー種
生後24か月齢以上のものにあつては、体高78cm以上であること。
- ② バークシャー種
生後24か月齢以上のものにあつては、体高78cm以上であること。
- ③ ランドレース種
生後24か月齢以上のものにあつては、体高82cm以上であること。
- ④ 大ヨークシャー種
生後24か月齢以上のものにあつては、体高86cm以上であること。
- ⑤ ハンプシャー種
生後24か月齢以上のものにあつては、体高88cm以上であること。
- ⑥ デュロック種
生後24か月齢以上のものにあつては、体高87cm以上であること。

種畜の等級の判定基準

昭和59年8月6日
農林水産省告示
第1542号
平成20年12月1日
農林水産省告示
第1744号改正

1. 牛

牛に関する種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。
(1) 特級、1級及び2級

品 種	項 目	等 級		
		特 級	1 級	2 級
ホルスタイン種及びジャージー種	血統	血統証明書を有すること	同 左	同 左
	能 力	別記1の1の(1)の泌乳能力検定を受け、その検定成績がAクラスであること。	別記1の1の(1)の泌乳能力検定を受け、その検定成績がBクラスであること。	
	体 型	別記2の1の体型基準に適合すること。	同 左	同 左
黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種、ヘレフォード種、アンガス種及びシャロレー種	血統	血統証明書を有すること	同 左	同 左
	能 力	別記1の1の(2)の産肉能力検定を受け、その検定成績がAクラスであること。	別記1の1の(2)の産肉能力検定を受け、その検定成績がBクラスであること。	
	体 型	別記2の1の体型基準に適合すること。	同 左	同 左

- (注) 1 「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。(以下同じ。)
- ① 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の2第1項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う機関が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書
 - ② 外国において家畜登録事業を行う機関であって、その技術的能力等からみて当該事業を的確に、かつ、公正に実施することができるものとして農林水産大臣が指定するものが発行する家畜の血統についての証明書
- 2 ジャージー種及びシャロレー種には、特級及び1級の欄を適用しない。
3 ヘレフォード種及びアンガス種には、特級の欄を適用しない。

(2) 級 外

(1) の等級のいずれにも属さない種畜は、級外とする。

2 馬

馬に関する種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

(1) 特級、1級及び2級

等級		特 級	1 級	2 級
項目	品種			
サラブレッド種、 サラブレッド系種、 アラブ種、アング ロアラブ種、アラ ブ系種、ブルトン 種、ペルシュロン 種、ベルジアン種、 トロッター種及び その他の品種	血統	血統証明書を有すること	同 左	同 左
	能力	2級以上に該当する種雄馬（繁殖の用に供される雄の馬をいう。以下同じ。）を3頭以上生産していること。	2級以上に該当する種雄馬を1頭以上生産していること。	
	体型	別記2の2の体型基準に適合すること。	同 左	同 左

(注) 体型の項目は、サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種及びアラブ系種には、適用しない。

(2) 級 外

(1) の等級のいずれにも属さない種畜は、級外とする。

3 豚

豚に関する種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

(1) 特級、1級及び2級

等級		特 級	1 級	2 級
品種	項目			
ヨークシャー種、 バークシャー種、 ランドレース種、 大ヨークシャー種、 ハンプシャー種及 ビデュロック種	血統	血統証明書を有すること	同 左	同 左
	能力	別記1の2の産肉能力検定を受け、その検定成績がAクラスであること。	別記1の2の産肉能力検定を受け、その検定成績がBクラスであること。	
	体型	別記2の3の体型基準に適合すること。	同 左	同 左

(2) 級 外

(1) の等級のいずれにも属さない種畜は、級外とする。

別記 1

1. 牛

(1) 泌乳能力検定

- ① 泌乳能力検定は、検定しようとする種雄牛について、検定材料牛の乳量、乳脂率及び無脂固形分率を調査し、泌乳能力を判定するものとする。
- ② 検定成績は、次の評点基準により、項目ごとに評点に相対重要度を乗じて得た数値を合算して得た数値（総合能力指数）が10以上のものをAクラスとし、5以上10未満のものをBクラスとする。

評 点 基 準

ホルスタイン種

区分 \ 項目		乳 量	乳 脂 率	無脂固形分率
評 点	+ 2	+450kg以上	+0.25%以上	+0.21%以上
	+ 1	0kg以上+450kg未満	0%以上+0.25%未満	0%以上+0.21%未満
	0	-450kg以上0kg未満	-0.25%以上0%未満	-0.21%以上0%未満
	- 1	-450kg未満	-0.25%未満	-0.21%未満
相対重要度		5	2	3

(注) 評点の各項目の数値は、泌乳能力の検定成績を有する種雄牛の能力の平均値を基準 (= 0) とするものである。

(2) 産肉能力検定

① 産肉能力検定は、間接検定及び直接検定とする。

② 間接検定

ア. 間接検定は、検定しようとする種雄牛について、その産子を肥育し、1日平均増体量、1kg増体当たり可消化養分総量（以下「TDN」という。）、枝肉規格、枝肉歩留及びロース芯断面積を調査し、産肉能力を判定するものとする。

イ. 検定成績は、次の評点基準により、項目ごとに評点に相対重要度を乗じて得た数値を合算して得た数値（総合能力指数）が8以上のものをAクラスとし、4以上8未満のものをBクラスとする。

評 点 基 準

1. 黒毛和種

区分	項目	1日平均増体量	1kg増体当たりTDN	枝肉規格	枝肉歩留	ロース芯断面積
評点	+2	0.88kg以上	6.4kg未満	4	65%以上	52cm ² 以上
	+1	0.82kg以上 0.88kg未満	6.4kg以上 6.8kg未満	3.9以上 4未満	64%以上 65%未満	48cm ² 以上 52cm ² 未満
	0	0.76kg以上 0.82kg未満	6.8kg以上 7.2kg未満	3.8以上 3.9未満	63%以上 64%未満	44cm ² 以上 48cm ² 未満
	-1	0.76kg未満	7.2kg以上	3.8未満	63%未満	44cm ² 未満
相対重要度		2	2	1.5	1	1.5

(注) 枝肉規格は、社団法人日本食肉格付協会（昭和50年2月1日に社団法人日本食肉格付協会という名称で設立された法人をいう。）の「牛枝肉取引規格」に従い、上以上を4、中を3、並を2、等外を1とする。

2. 褐毛和種（熊本系）

区分	項目	1日平均増体量	1kg増体当たりTDN	枝肉規格	枝肉歩留	ロース芯断面積
評点	+2	0.99kg以上	6.6kg未満	3.8以上	66%以上	53cm ² 以上
	+1	0.94kg以上 0.99kg未満	6.6kg以上 7.0kg未満	3.5以上 3.8未満	65%以上 66%未満	50cm ² 以上 53cm ² 未満
	0	0.89kg以上 0.94kg未満	7.0kg以上 7.4kg未満	3.2以上 3.5未満	64%以上 65%未満	47cm ² 以上 50cm ² 未満
	-1	0.89kg未満	7.4kg以上	3.2未満	64%未満	47cm ² 未満
相対重要度		2	2	1.5	1	1.5

3. 褐毛和種（高知系）

項目 区分		1日平均 増体量	1kg増体 当たりTDN	枝肉規格	枝肉歩留	ロース芯 断面積
評 点	+2	0.86kg以上	6.2kg未満	4	66%以上	60cm ² 以上
	+1	0.82kg以上 0.86kg未満	6.2kg以上 7.1kg未満	3.9以上 4未満	65%以上 66%未満	57cm ² 以上 60cm ² 未満
	0	0.78kg以上 0.82kg未満	7.1kg以上 8.0kg未満	3.8以上 3.9未満	64%以上 65%未満	54cm ² 以上 57cm ² 未満
	-1	0.78kg未満	8.0kg以上	3.8未満	64%未満	54cm ² 未満
相対重要度		2	2	1.5	1	1.5

4. 無角和種

項目 区分		1日平均 増体量	1kg増体 当たりTDN	枝肉規格	枝肉歩留	ロース芯 断面積
評 点	+2	0.90kg以上	6.3kg未満	3.1以上	65%以上	43cm ² 以上
	+1	0.86kg以上 0.90kg未満	6.3kg以上 6.6kg未満	2.7以上 3.1未満	64%以上 65%未満	42cm ² 以上 43cm ² 未満
	0	0.82kg以上 0.86kg未満	6.6kg以上 6.9kg未満	2.3以上 2.7未満	63%以上 64%未満	41cm ² 以上 42cm ² 未満
	-1	0.82kg未満	6.9kg以上	2.3未満	63%未満	41cm ² 未満
相対重要度		2	2	1.5	1	1.5

5. 日本短角種

項目 区分		1日平均 増体量	1kg増体 当たりTDN	枝肉規格	枝肉歩留	ロース芯 断面積
評 点	+2	1.09kg以上	6.4kg未満	2.9以上	63%以上	40cm ² 以上
	+1	1.04kg以上 1.09kg未満	6.4kg以上 6.8kg未満	2.6以上 2.9未満	62%以上 63%未満	38cm ² 以上 40cm ² 未満
	0	0.99kg以上 1.04kg未満	6.8kg以上 7.2kg未満	2.3以上 2.6未満	61%以上 62%未満	36cm ² 以上 38cm ² 未満
	-1	0.99kg未満	7.2kg以上	2.3未満	61%未満	36cm ² 未満
相対重要度		2	2	1.5	1	1.5

③ 直接検定

ア. 直接検定は、検定しようとする雄子牛について、これを飼育し、1日平均増体量、365日齢補正体重、1kg増体当たりTDN、及び粗飼料摂取率を調査し、産肉能力を判定するものとする。

イ. 検定成績は、次の評点基準により、項目ごとに評点に相対重要度を乗じて得た数値を合算して得た数値（総合能力指数）が3.5以上のものをBクラスとする。

評 点 基 準

1. 黒毛和種

項目		1日平均増体量	365日齢補正体重	1kg増体当たりTDN	粗飼料摂取率
評 点	+2	1.37kg以上	462kg以上	3.9kg未満	33%以上
	+1	1.17kg以上 1.37kg未満	419kg以上 462kg未満	3.9kg以上 4.5kg未満	25%以上 33%未満
	0	0.97kg以上 1.17kg未満	376kg以上 419kg未満	4.5kg以上 5.1kg未満	17%以上 25%未満
	-1	0.97kg未満	376kg未満	5.1kg以上	17%未満
相対重要度		2	2	1.5	1

2. 褐毛和種（熊本系）

項目		1日平均増体量	365日齢補正体重	1kg増体当たりTDN	粗飼料摂取率
評 点	+2	1.39kg以上	478kg以上	4.4kg未満	31%以上
	+1	1.24kg以上 1.39kg未満	446kg以上 478kg未満	4.4kg以上 5.0kg未満	28%以上 31%未満
	0	1.09kg以上 1.24kg未満	414kg以上 446kg未満	5.0kg以上 5.6kg未満	25%以上 28%未満
	-1	1.09kg未満	414kg未満	5.6kg以上	25%未満
相対重要度		2	2	1.5	1

3. 褐毛和種（高知系）

項目 区分		1日平均増体量	365日齢補正体重	1kg増体当たりTDN	粗飼料摂取率
評 点	+ 2	1.45kg以上	481kg以上	3.8kg未満	22%以上
	+ 1	1.29kg以上 1.45kg未満	454kg以上 481kg未満	3.8kg以上 4.4kg未満	16%以上 22%未満
	0	1.13kg以上 1.29kg未満	427kg以上 454kg未満	4.4kg以上 5.0kg未満	10%以上 16%未満
	- 1	1.13kg未満	427kg未満	5.0kg以上	10%未満
相対重要度		2	2	1.5	1

4. 無角和種

項目 区分		1日平均増体量	365日齢補正体重	1kg増体当たりTDN	粗飼料摂取率
評 点	+ 2	1.24kg以上	461kg以上	4.1kg未満	27%以上
	+ 1	1.08kg以上 1.24kg未満	426kg以上 461kg未満	4.1kg以上 4.6kg未満	20%以上 27%未満
	0	0.92kg以上 1.08kg未満	391kg以上 426kg未満	4.6kg以上 5.1kg未満	13%以上 20%未満
	- 1	0.92kg未満	391kg未満	5.1kg以上	13%未満
相対重要度		2	2	1.5	1

5. 日本短角種

項目 区分		1日平均増体量	365日齢補正体重	1kg増体当たりTDN	粗飼料摂取率
評 点	+ 2	1.38kg以上	455kg以上	4.4kg未満	46%以上
	+ 1	1.21kg以上 1.38kg未満	419kg以上 455kg未満	4.4kg以上 5.2kg未満	39%以上 46%未満
	0	1.04kg以上 1.21kg未満	383kg以上 419kg未満	5.2kg以上 6.0kg未満	32%以上 39%未満
	- 1	1.04kg未満	383kg未満	6.0kg以上	32%未満
相対重要度		2	2	1.5	1

6. ヘレフォード種

項目 区分		1日平均増体量	365日齢補正体重
評 点	+2	1.45kg以上	481kg以上
	+1	1.27kg以上 1.45kg未満	430kg以上 481kg未満
	0	1.09kg以上 1.27kg未満	379kg以上 430kg未満
	-1	1.09kg未満	379kg未満
相対重要度		4	4

7. アンガス種

項目 区分		1日平均増体量	365日齢補正体重
評 点	+2	1.42kg以上	478kg以上
	+1	1.28kg以上 1.42kg未満	445kg以上 478kg未満
	0	1.14kg以上 1.28kg未満	412kg以上 445kg未満
	-1	1.14kg未満	412kg未満
相対重要度		4	4

2. 豚

① 産肉能力検定は、後代検定及び直接検定とする。

② 後代検定

ア. 後代検定は、検定しようとする種雄豚について、その産子を肥育し、1日平均増体量、飼料要求率、背腰（ロース）の長さ及び太さ、ハムの割合並びに背脂肪層の厚さを調査し、産肉能力を判定するものとする。

イ. 検定成績は、次の評定基準により、項目ごとに評点に相対重要度を乗じて得た数値を合算して得た数値（総合能力指数）が10以上のものをAクラスとし、5以上10未満のものをBクラスとする。

評 点 基 準

1 ヨークシャー種及びパークシャー種

区分	項目	1日平均増体量	飼料要求率	背腰（ロース）		ハムの割合	背脂肪層の厚さ
				長さ（背腰長）	太さ（ロース断面積）		
評点	+2	641g以上	3.66未満	65.5cm以上	25.3cm ² 以上	30.3%以上	3.0cm未満
	+1	588g以上 641g未満	3.66以上 4.20未満	63.6cm以上 65.5cm未満	21.8cm ² 以上 25.3cm ² 未満	29.1%以上 30.3%未満	3.0cm以上 3.3cm未満
	0	535g以上 588g未満	4.20以上 4.74未満	61.7cm以上 63.6cm未満	18.4cm ² 以上 21.8cm ² 未満	27.9%以上 29.1%未満	3.3cm以上 3.6cm未満
	-1	535g未満	4.74以上	61.7cm未満	18.4cm ² 未満	27.9%未満	3.6cm以上
相対重要度		3	2	1	1	1	2

2 ランドレース種

項目 区分		1日平均 増体量	飼料要求率	背腰（ロース）		ハムの割合	背脂肪層の 厚さ
				長さ （背腰長）	太さ （ロース断面積）		
評 点	+ 2	810g以上	3.20未満	74.3cm以上	20.0cm ² 以上	33.6%以上	2.3cm未満
	+ 1	736g以上 810g未満	3.20以上 3.45未満	71.7cm以上 73.4cm未満	18.2cm ² 以上 20.0cm ² 未満	32.8%以上 33.6%未満	2.3cm以上 2.6cm未満
	0	662g以上 736g未満	3.45以上 3.70未満	70.0cm以上 71.7cm未満	16.4cm ² 以上 18.2cm ² 未満	32.0%以上 32.8%未満	2.6cm以上 2.9cm未満
	- 1	662g未満	3.70以上	70.0cm未満	16.4cm ² 未満	32.0%未満	2.9cm以上
相対重要度		3	2	1	1	1	2

3 大ヨークシャー種

項目 区分		1日平均 増体量	飼料要求率	背腰（ロース）		ハムの割合	背脂肪層の 厚さ
				長さ （背腰長）	太さ （ロース断面積）		
評 点	+ 2	878g以上	3.04未満	70.0cm以上	22.3cm ² 以上	33.8%以上	2.3cm未満
	+ 1	795g以上 878g未満	3.04以上 3.32未満	68.2cm以上 70.0cm未満	20.1cm ² 以上 22.3cm ² 未満	32.9%以上 33.8%未満	2.3cm以上 2.7cm未満
	0	712g以上 795g未満	3.32以上 3.60未満	66.4cm以上 68.2cm未満	17.9cm ² 以上 20.1cm ² 未満	32.0%以上 32.9%未満	2.7cm以上 3.1cm未満
	- 1	712g未満	3.60以上	66.4cm未満	17.9cm ² 未満	32.0%未満	3.1cm以上
相対重要度		3	2	1	1	1	2

4 ハンプシャー種

項目 区分		1日平均 増体量	飼料要求率	背腰（ロース）		ハムの割合	背脂肪層の 厚さ
				長さ （背腰長）	太さ （ロース断面積）		
評 点	+ 2	788g以上	3.21未満	68.9cm以上	22.5cm ² 以上	34.2%以上	1.6cm未満
	+ 1	724g以上 788g未満	3.21以上 3.42未満	67.2cm以上 68.9cm未満	20.5cm ² 以上 22.5cm ² 未満	33.3%以上 34.2%未満	1.6cm以上 1.9cm未満
	0	660g以上 724g未満	3.42以上 3.63未満	65.5cm以上 67.2cm未満	18.5cm ² 以上 20.5cm ² 未満	32.4%以上 33.3%未満	1.9cm以上 2.2cm未満
	- 1	660g未満	3.63以上	65.5cm未満	18.5cm ² 未満	32.4%未満	2.2cm以上
相対重要度		3	2	1	1	1	2

5 デュロック種

項目 区分		1日平均 増体量	飼料要求率	背腰（ロース）		ハムの割合	背脂肪層の 厚さ
				長さ （背腰長）	太さ （ロース断面積）		
評 点	+ 2	805g以上	3.10未満	69.8cm以上	21.2cm ² 以上	33.7%以上	1.9cm未満
	+ 1	744g以上 805g未満	3.10以上 3.28未満	67.8cm以上 69.8cm未満	19.6cm ² 以上 21.2cm ² 未満	32.9%以上 33.7%未満	1.9cm以上 2.2cm未満
	0	683g以上 744g未満	3.28以上 3.46未満	65.8cm以上 67.8cm未満	18.0cm ² 以上 19.6cm ² 未満	32.1%以上 32.9%未満	2.2cm以上 2.5cm未満
	- 1	683g未満	3.46以上	65.8cm未満	18.0cm ² 未満	32.1%未満	2.5cm以上
相対重要度		3	2	1	1	1	2

③ 直接検定

ア. 直接検定は、検定しようとする雄子豚について、これを飼育し、1日平均増体量、飼料要求率及び背脂肪層の厚さを調査し、産肉能力を判定するものとする。

イ. 検定成績は、次の評点基準により、項目ごとに評点に相対重要度を乗じて得た数値を合算して得た数値（総合能力指数）が3以上のものをBクラスとする。

評 点 基 準

1 ヨークシャー種及びバークシャー種

項目 区分		一日平均増体量	飼料要求率	背脂肪層の厚さ
評 点	+ 2	718kg以上	2.81未満	1.3cm未満
	+ 1	639kg以上718kg未満	2.81以上3.21%未満	1.3cm以上1.6cm未満
	0	560kg以上639kg未満	3.21%以上3.61%未満	1.6cm以上1.9cm未満
	- 1	560kg未満	3.61%以上	1.9cm以上
相対重要度		2	1	2

(注) 背脂肪層の厚さは、背の脂肪層の厚さとなる。(以下③直接検定において同じ。)

2 ランドレース種

項目 区分		一日平均増体量	飼料要求率	背脂肪層の厚さ
評 点	+ 2	777kg以上	2.85未満	1.3cm未満
	+ 1	703kg以上777kg未満	2.85以上3.27%未満	1.3cm以上1.6cm未満
	0	629kg以上703kg未満	3.27%以上3.69%未満	1.6cm以上1.9cm未満
	- 1	629kg未満	3.69%以上	1.9cm以上
相対重要度		2	1	2

3 大ヨークシャー種

項目 区分		一日平均増体量	飼料要求率	背脂肪層の厚さ
評 点	+ 2	796kg以上	2.83未満	1.3cm未満
	+ 1	721kg以上796kg未満	2.83以上3.20%未満	1.3cm以上1.5cm未満
	0	646kg以上721kg未満	3.20%以上3.57%未満	1.5cm以上1.7cm未満
	- 1	646kg未満	3.57%以上	1.7cm以上
相対重要度		2	1	2

4 ハンプシャー種

項目 区分		一日平均増体量	飼料要求率	背脂肪層の厚さ
評 点	+ 2	767kg 以上	2.94未満	1.1cm未満
	+ 1	694kg 以上767kg 未満	2.94以上3.33%未満	1.1cm以上1.3cm未満
	0	621kg 以上694kg 未満	3.33%以上3.72%未満	1.3cm以上1.5cm未満
	- 1	621kg 未満	3.72%以上	1.5cm以上
相対重要度		2	1	2

5 デュロック種

項目 区分		一日平均増体量	飼料要求率	背脂肪層の厚さ
評 点	+ 2	806kg 以上	2.85未満	1.2cm未満
	+ 1	743kg 以上806kg 未満	2.85以上3.09%未満	1.2cm以上1.4cm未満
	0	680kg 以上743kg 未満	3.09%以上3.33%未満	1.4cm以上1.6cm未満
	- 1	680kg 未満	3.33%以上	1.6cm以上
相対重要度		2	1	2

別記2 体型基準

1. 牛

次の品種の要件及び体格基準を満たしていること。

① ホルスタイン種

品種の要件	1 黒白斑であること。 2 被毛は、更紗毛（さらさげ）でないこと。 3 尾房又は腹が全黒でないこと。 4 蹄冠部を黒毛色で取り巻いていないこと。 5 灰色又は赤色の斑点がないこと。
体格基準	生後60か月齢以上のものにあつては、体高152cm以上であること。

② ジャージー種

品種の要件	被毛は、褐色系統の一枚毛であるか、又は褐色系統で白斑であること。
体格基準	生後60か月齢以上のものにあつては、体高134cm以上であること。

③ 黒毛和種

品種の要件	1 被毛は、黒色であつて、異毛色がないこと。 2 恥骨部以外に顕著な白斑がないこと。
体格基準	生後48か月齢以上のものにあつては、体高139cm以上であること。

④ 褐毛和種（熊本系）

品種の要件	1 被毛は、褐色であって、異毛色がないこと。 2 角、蹄及び鼻鏡が黒色でないこと。
体格基準	生後48か月齢以上のものにあつては、体高136cm以上であること。

⑤ 褐毛和種（高知系）

品種の要件	1 被毛は、褐色であって、異毛色がないこと。 2 恥骨部以外に顕著な白斑がないこと。
体格基準	黒毛和種に同じ。

⑥ 日本短角種

品種の要件	1 被毛は、赤色であって、白色又はかす毛以外に異毛色がないこと。 2 鼻鏡が黒色でないこと。
体格基準	生後48か月齢以上のものにあつては、体高138cm以上であること。

⑦ 無角和種

品種の要件	1 被毛は、黒色であって、異毛色がないこと。 2 有角でないこと。
体格基準	黒毛和種に同じ。

⑧ ヘレフォード種

品種の要件	1 被毛は、赤褐色であること。 2 顔、下胸腹、下肢及び尾房は、白色であること。
体格基準	生後36か月齢以上のものにあつては、体高136cm以上であること。

⑨ アンガス種

品種の要件	1 被毛は、黒色であつて、黒毛色がないこと。 2 有角でないこと。 3 恥骨部以外に顕著な白斑がないこと。
体格基準	生後36か月齢以上のものにあつては、体高132cm以上で

⑩ シャロレー種

品種の要件	被毛は、白色であつて、異毛色がないこと。
体格基準	生後48か月齢以上のものにあつては、体高135cm以上であること。

2. 馬（サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種及びアラブ系種の馬を除く）

次の基準を満たすこと。

体 高	体 長 率	胸 囲 率	腰 幅 率
157cm以上	110%以上	130%以上	40%以上

- (注) 1 体長率＝体長／体高×100
2 胸囲率＝胸囲／体高×100
3 腰幅率＝腰幅／体高×100

3. 豚

次の品種の要件及び体格基準を満たしていること。

① ヨークシャー種

品種の要件	1 白色であること。 2 斑点が全身に現れていないこと。 3 著しく大きな斑点がないこと。
体格基準	生後24か月齢以上のものにあつては、体高78cm以上であること。

② バークシャー種

品種の要件	1 顔、四肢端及び尾端の6か所のうち4か所以上が白色であり、その他は、黒色であること。 2 1の白色については、著しく乱れがないこと。
体格基準	ヨークシャー種に同じ。

③ ランドレース種

品種の要件	ヨークシャー種に同じ。
体格基準	生後24か月齢以上のものにあつては、体高82cm以上であること。

④ 大ヨークシャー種

品種の要件	ヨークシャー種に同じ。
体格基準	生後24か月齢以上のものにあつては、体高90cm以上であること。

⑤ ハンプシャー種

品種の要件	1 白帯が肩、胸及び前肢を取り巻いており、その他は、黒色であること。 2 1の白帯は、著しく広くないこと。 3 鼻端以外及び飛節より上に白斑がないこと。
体格基準	生後24か月齢以上のものにあつては、体高88cm以上であること。

⑥ デュロック種

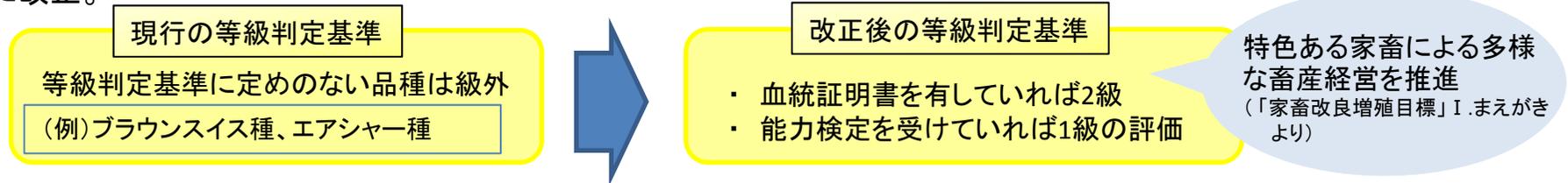
品種の要件	1 褐色であること。 2 黒色の斑点が全身に現れていないこと。 3 著しく大きな斑点がないこと。
体格基準	生後24か月齢以上のものにあつては、体高89cm以上であること。

今回の等級判定基準改正のポイント

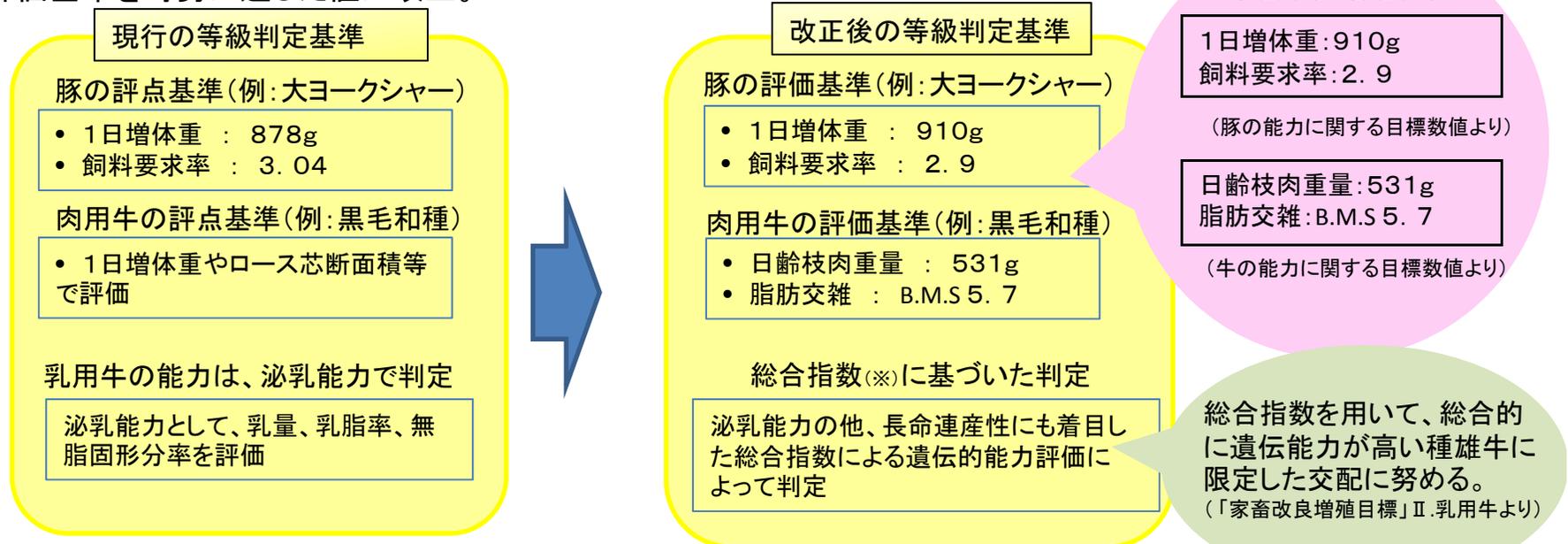
- 種畜の血統、能力及び体型に基づき判定された等級が種畜証明書に記載され、種畜の利用者が種畜を利用する場合の目安となる。
- 新たな「家畜改良増殖目標」が策定されたことを踏まえ、これまでの等級判定の基準を、
 - ① 多様な畜産経営を推進する観点から、特色ある家畜についても一定の評価ができるように判定の基準を見直すとともに、
 - ② 判定の基準の数値については、時勢に適した水準とする改正を行う。

例えば...

- ① 我が国では一般的ではない品種についても、血統証明書を有していれば2級以上の評価を得ることが可能となるように改正。



- ② 評価基準を時勢に適した値に改正。



※ 総合指数: 泌乳能力と体型をバランスよく改良することで、長期間着実に共用できる経済性の高い乳用牛を作出するための指数

種畜所有者の皆様へ（ホルスタイン種）

等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から、等級判定基準が変わります。

	特級	1級	2級
血統	血統証明書がある		
能力	NTP 40位以内	NTP 41位以下	検定中、未受検 その他NTPの順 位が付いていない もの
体型	体高152cm以上 (60ヶ月齢以上のものに限る)		左記以外

※ 国内の血統証明書のないものは級外。

種畜証明書番号の変更について

種畜証明書番号が、「1」+「個体識別番号(10桁)」の11桁になります。

1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
牛コード 個体識別番号
(1桁) (10桁)

連絡先:

農林水産省畜産振興課 03-6744-2587

〇〇県〇〇課 〇-〇-〇

種畜所有者の皆様へ（肉用牛）

等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から等級判定基準が変わります。

	特 級	1 級	2 級	
血統	血統証明書がある			
能力	日齢枝肉重量 黒毛和種 531 褐毛和種 (熊本系) 628 褐毛和種 (高知系) 533 日本短角種 634	脂肪交雑 5.7 3.8 3.4 2.1	産肉能力検 定を受けて いる	産肉能力検 定を受けて いない
体型	体高140cm以上 (48ヶ月齢以上のものに限る。ただし、熊 本系褐毛和種は139cm以上。)		左記以外	

※国内の血統証明書がないものは級外

種畜証明書番号の変更について

種畜証明書番号が、「1」+「個体識別番号(10桁)」の11桁になります。

1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
牛コード 個体識別番号
(1桁) (10桁)

連絡先:

農林水産省畜産振興課 03-6744-2587

〇〇県〇〇課 〇-〇-〇

種畜所有者の皆様へ（馬）

等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から等級判定基準が変わります。

	特 級	1 級	2 級
血統	血統証明書がある		
能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産	左記以外
体型	ブルトン種 体高150cm以上 ペルシュロン種 体高152cm以上 日本輓系種 体高150cm以上 半血種(輓系) 体高150cm以上 その他の品種 要件なし		左記以外

※国内の血統証明書がないものは級外

種畜証明書番号の変更について

種畜証明書番号が、「2」で始まる11桁の番号になります。

2 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0

馬のコード 初回の 都道府県 初回検査時の 初回検査時の
検査年 コード 班番号 个体コード
(西暦の下2桁) (2桁) (2桁) (4桁)

※ 初回検査時の番号が、翌年以降も毎年引き継がれます。

連絡先:

農林水産省畜産振興課 03-6744-2587

〇〇県〇〇課 〇-〇-〇

種畜所有者の皆様へ（豚）

等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から等級判定基準が変わります。

	特 級				1 級	2 級	
血統	血統証明書がある						
能力	相対重要度を合算して得た数値が5以上のもの				産肉能力 検定を受 けている	産肉能 力検定 を受けて いない	
		1日平均増 体重(g)	飼料要求 率	ロース芯の 太さ(cm ²)			背脂肪層の 厚さ(cm)
	相対重要度	3	2	1			2
	ヨークシャー種	750	3.2	32			2.2
	バークシャー種	750	3.2	32			2.2
	ランドレース種	900	2.9	35			1.7
	大ヨークシャー種	910	2.9	35			1.7
	ハンプシャー種	1000	2.9	41			1.7
デュロック種	1000	2.9	41	1.7			
体型	ヨークシャー種:体高78cm以上 バークシャー種:体高78cm以上 ランドレース種:体高82cm以上 大ヨークシャー種:体高86cm以上 ハンプシャー種:体高88cm以上 デュロック種:体高87cm以上 いずれも24ヶ月齢以上のものに限る				左記 以外		

※国内の血統証明書がないものは級外

種畜証明書番号の変更について

種畜証明書番号が、「3」で始まる11桁の番号になります。

3 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0

豚のコード 初回の 都道府県 初回検査時の 初回検査時の
 検査年 検査年 コード 班番号 個体コード
 (西暦の下2桁) (2桁) (2桁) (4桁)

※ 初回検査時の番号が、翌年以降も毎年引き継がれます。

連絡先:

農林水産省畜産振興課 03-3591-3656

〇〇県〇〇課 〇-〇-〇